

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N546
2016・8・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131(代) FAX 03 (5366) 1141
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

- 共に生きる—ヘイトデモ接近禁止仮処分……………三木恵美子
福島原発避難者訴訟で現地検証を実施……………向川純平
第16回人権研究交流集会 日程と会場が決まりました……………大前 治
—2017年11月25～26日、大阪で開催
第6回アジア太平洋法律家会議 (COLAP-6) の報告……………中峯将文
ロースクールの実情と法曹養成
経済事情からみる法曹養成……………國富さとみ
〈連続企画「国会答弁を斬る！」①〉
明文改憲・解釈改憲を阻止するために……………山田大輔
【新刊旧刊】書評『原爆にも部落差別にも負けなかった人びと』……………中川重徳
☐ 自民党による「学校教育における政治的中立性についての実態調査」に抗議し、
調査結果の廃棄を求める声明



木曽川の鵜飼い

共に生きる

——ヘイトデモ接近禁止仮処分——

神奈川 三木恵美子

1 債権者——社会福祉法人青丘社

この仮処分の申立を行った社会福祉法人青丘社は、一九七三年に、川崎市川崎区桜本にある在大韓基督教会川崎教会を母体として、設立された。きっかけは、在日コリアンの子どもが保育園への入園を断られたことだが、青丘社の方は、桜本保育園を設立したことから、日本人の子どもを受け入れ、さらにはニューカマーの子どもたちを受け入れてきた。

以来、定款に記されているとおり、「人種・国籍・宗教の如何を問わず、福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成され、または社会、経済、文化そのほかあらゆる分野の活動に参加する機会を与えることを目指し、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において

営むことができるよう支援し、共生社会を実現すること」を目的として、活動してきた。

お年寄り、障がい児・者が通える施設、在宅のお年寄りを支援する施設、外国から来たばかりの子どもたちの学習をサポートする施設が必要に迫られて増えていき、現在は九カ所ある。

2 オール川崎市民ネットワーク

二〇一五年二月八日、それまで川崎駅頭や市役所前でヘイトデモを行っていた人たちが、桜本地区をターゲットとして「川崎発！ 日本浄化デモ」と銘打って、ネット上でデモを告知した。わずかに十数名しか参加しなかったデモだったが、その場に臨んで直接聴くヘイトスピーチのあまりの酷さに、地域の人たちは、深く傷ついた。

そのようなデモが、「川崎発！ 日本浄化デモ

第二弾！」として翌年一月三日に再度行われることが告知され、黙ってはいられないと思う人々が動いた。わずかな期間で百を超える大小様々な賛同団体が集まり（現在は一六〇団体）、一月三日に学習会を開き、「『ヘイトスピーチを許さない』川崎市民ネットワーク」を結成した。

一月三十一日、デモは行われたが、桜本地区への入り口になる四つ角で、方向転換した。

ネットワークは、その後、連続学習会を行い、署名を集め（三万二千筆超）、参加者を質量ともに増やしていった。二月九日、大島地区町内会連合会が公園使用を許可しないではないという申し入れを区長に行い、三月一〇日には横浜弁護士会（当時）が「ヘイトスピーチを許さない」会長声明を発した。三月一八日、川崎市議会は、「ヘイトスピーチを根絶するための取り組みを早急に行い、

主 文

債務者は、債権者に対し、自ら別紙行為目録記載の行為をしてはならず、又は第三者をして同行為を行わせてはならない。

(別紙)

行 為 目 録

債権者の主たる事務所（川崎市川崎区桜本1丁目9番6号）の入口から半径50m以内（別紙図面の円内）をデモしたりあるいははいはいしたりし、その際に街宣車やスピーカーを使用したりあるいは大声を張り上げたりして、「死ね、殺せ。」「半島に帰れ。」「一匹残らずたたき出してやる。」「真綿で首絞めてやる。」「ゴキブリ朝鮮人は出て行け。」等の文言を用いて、在日韓国・朝鮮人及びその子孫らに対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し、又は名誉を毀損し、若しくは著しく侮辱するなどし、もって債権者の事業を妨害する一切の行為

仮処分決定の主文(上)と接近禁止地域図面(下)。
♥は債権者の施設、⊗は学校、⊕は川崎協同病院。

「あらゆる差別的撤廃に向けたまちづくりを推進するために全力を尽くすこと」を決議した。

3 ヘイトスピーチ解消法制定

その後の展開は報道されているとおりである



が、解消法が限界を持っていること、中でも適法居住要件を定めていることについて、このような法律を受け止めて良いのかという迷い、ためらいが当然生じた。私たちが目指してきたのは、在日コリアンだけでなく、国籍と在留資格に関わりなく共に生きるまちづくりだったからである。

しかし、これについては、ネットワークの中にも多数参加しているニューカマーのための支援団体と青丘社との間で既に築かれていた信頼関係が解決した。つまり、まずは日本に民族や人種による差別があるということを日本政府が初めて認めることを評価して法律を成立させ、その後差別禁止の対象

を広げていくためにこれまで以上にともにたたか
つていくと、みんなが決意したのである。

4 接近禁止仮処分

五月二四日の法律制定が迫る中で、「川崎発！
日本浄化デモ第三弾！」の実施がネット上で告知
された。

ネットワークの対応として、議会をはじめとす
る様々な立場の人から公園や道路の使用を含め、
ヘイトデモが決行されないために手を尽くそうと
いうことになり、その一つとして仮処分の申請も
行うことにした。

同時に、新しくできる法律に魂を吹き込もうと
いう野心もあった。

申立人を青丘社にしたのは、差別禁止多文化共
生の発信地だから当然のように合意され、半径五
〇〇メートルとしたのは九つの施設がその範囲に
広がっているからである。この半径内には、八つ
の公立小中学校と二つの保育園に加えて、多数の
クリニック及び入院可能な川崎協同病院という総
合病院もある。

六月二日、横浜地方裁判所川崎支部（合議）は、
決定書中理由の冒頭で、「本件に係る条約及び
法令の定め」として、人種差別撤廃条約、ヘイ
トスピーチ解消法及び社会福祉法をあげた。

そして、被保全権利である人格権の根拠を憲法

一三条とした上で、出身によって「差別され、本
法の地域社会から排除されることのない権利」は、
「人格権を享有するための前提になるものとして
強く保護されるべきであり」、「殊に」「人種差別撤
廃条約、憲法一四条及び差別的言動解消法が制定
され施行を迎えることに鑑みると、その保護はき
わめて重要である」と結論づけた。

加えて、本件主文で禁じている行為は、「もは
や憲法の定める集会や表現の自由の保障の範囲外
であることは明らか」だとして人格権に基づく予
防請求権を肯定している。

5 これからの立ち位置

六月一二日、在留資格のないままに桜本保育
園・小・中学校で勉強し、青丘社の応援で在留資
格が取れたニューカマーと、同級生だった日本国
籍のカップルの結婚を祝う会が、桜本保育園で開
かれた。

青丘社の多文化共生を求め、いかなる差別も許
さないという立ち位置は、これからも変わらない。
そして、市民ネットワークとともに適法居住要
件を外した人種差別撤廃条例の制定を目指す。

法科大学院はどくなる

若手弁護士の声

青年法律家協会弁護士学者合同部会 編
渡部容子 永山茂樹 立松彰 編著

新たな法曹養成制度の実体験と貴重な手記を多数収録

法科大学院を経て法曹となった
若手弁護士は、いま、どのように
考えているか？

当機関紙「青年法律家」シリーズ
「ロースクールの実情と法曹養成」に
掲載された体験記を中心としてまとめ
られたブックレットです。

主な目次

- 第一章 給費制をなくさないで！
——法科大学院世代が体験したこと
- 第二章 若手弁護士の声
- 第三章 司法制度「改革」と法科大学院「改革」
——法科大学院教育の現場から
- 第四章 法曹養成制度の再「改革」に向けて

※注文は本部事務局まで



A5 ブックレット：144 頁 花伝社刊
青法協頒価：800 円＋税 送料無料
(定価は 1000 円＋税)

福島原発避難者訴訟で 現地検証を実施

神奈川 向川 純平

二〇一六年七月三日（金）、福島原発被害弁護団の「避難者訴訟」において、福島地方裁判所いわき支部による第一回現地検証手続が実施されたので報告する。

1 現地検証実施の経緯

二〇一二年三月二日、福島第一原子力発電所の事故により、未曾有の公害被害が発生した。その原状回復、完全賠償を求めて、「福島原発避難者訴訟」が二〇一二年二月、福島地方裁判所いわき支部に提訴された。追加提訴を加え、現在は一八九世帯五八六名の原告を抱える集団訴訟となった。この「避難者訴訟」に取り組む「福島原発被害弁護団」としては、訴訟進行初期の段階から、被災地の現地検証の実施を求めている。

検証は、物や人体の形状・性質等を、裁判官がその五感作用により直接に事実を感得する証拠調べである。本件原発事故の被害特質は、書証や写真だけではなかなか説明してもわからない。長期避難により荒廃してしまった町並みや獣害にさらされた住宅、避難指示解除後も元の住民が町に戻らず、ただ原発、除染関連の作業員のための街に変容している様子などを、現地に行くことで肌でしっかりと感じてから訴訟進行を進めてほしい、その思いから、二〇一三年一〇月の段階で、検証申立書を提出し、現地検証手続きの採用を求めて

いたが、裁判所はなかなか採用をしなかった。

しかし、二〇一六年に入り、裁判所は現場検証の採用を検討するようになった。主張整理や証人尋問が進んだということに加えて、福島地方裁判所本庁での生業訴訟での検証実施、裁判官の異動による訴訟指揮の変化が要因にあったと思われる。

2 検証の準備

ともかくも、弁護団は検証の準備に奔走することとなった。

筆者を含めたほとんどの弁護団員が法廷外での正式な「検証」を行ったことがなかったため、当初は手探りの状態であったが、他の公害裁判などを経験したベテランの団員から話をききながら勉強をしてイメージを掴んでいった。また、検証における指示説明の内容、場所、撮影を予定する写真などは、事前に入念な準備が必要となる。これら指示説明の準備を行うため、複数回の現地調査を実施し、説明内容を固めていった。

二〇一六年六月二八日には、福島地裁本庁において『生業（なりわい）を返せ、地域を返せ！』福島原発訴訟弁護団が闘っている生業訴訟の第二回検証に復代理人として筆者が参加させてもらうこととなった。ここで検証の具体的な方法を問近にみることで、大変参考になった（この紙面を借りてお礼申し上げたい）。

同時に、裁判所からは、検証場所の管理者からの立ち入り許諾、駐車場やお昼休みの場所などの確保も打診されることとなった。弁護団は、原告を通じて町役場、警察などに連絡をして許諾の依頼を行うこととなったが、幸い、どの町役場も親切で許諾を頂けたこととなった。中には独自に駐車場の用意をしてくれたところもあった。

三月には検証の対象を拡張する申立書を提出、五月には検証計画書を提出、六月一五日に指示説明案を提出し、七月一日に正式な指示説明予定書、撮影予定写真および図面等、検証実施のための書面を提出した。その甲斐あってか、七月八日に検証手続きが正式に採用されることとなった。

3 現場検証実施の状況

二回の直前リハーサルを経て、七月二日、検証手続が開始されることとなった。かっぱなどの雨具も用意したが、晴天に恵まれたため活躍の機会はなかった。

当日の検証の参加者は、原告二七名（弁護士二〇、原告七）、被告は弁護士四名と東電社員数名、裁判所は裁判長を含めた裁判官三名、書記官一名と裁判所職員数名であった。

現地検証を行った場所は、①いわき市の仮設住宅②広野駅・商店街③広野町の住宅街④榎葉町の仮置場⑤榎葉町の特養ホーム⑥榎葉町の「天神岬

公園」⑦榎葉町の原告自宅跡地⑧榎葉町の駅前及び商店街⑨榎葉町の小学校の九か所であり、これを一日で回るという充実した検証となった。

原告が居住するいわき市にある仮設住宅では、玄関から実際に住宅の中に入って内部の説明を行った。収納もなく、アコーディオンカーテンで仕切られた狭い部屋、寒暖の激しくプライバシーの保たれない仮設住宅の厳しい暮らしぶりを間近で体感してもらった。

広野町、榎葉町では、それぞれ駅前の街並み、住宅街の検証を行った。公道検証であり、交通安



仮置場を天神岬公園展望台から望む

全に気を付けながらの検証となった。事故前の写真を示しながら、現在の町並みと比較して、町が建物解体により虫食いになっていることなどを説明した。

榎葉町の前原第三仮置場では、七・六ヘクタールもの広大な土地にうず高く積まれたフレコンバッグ、行き交うトラックの中での説明を行ったマスコミ五社も取材に訪れ、検証の様子の代表撮影が行われた。その後、榎葉町天神岬公園の「みる」展望台から、榎葉町南部の町並みを一望してもらい、上記の第三仮置場が田畑を占拠している様子を鳥瞰的に見てもらうこととなった。

榎葉町の原告の自宅跡地の検証も行われた。この跡地にどのような家が建っていたのか、どのような思いで解体をしていったのかを原告が説明した。自宅を解体しても、この土地を手放す気にならないという複雑な想いを原告が涙ながらに説明したとき、法廷での尋問では得られない強い感銘を裁判所に与えたように思われる。

4 小括及び今後の予定

急ピッチの準備作業となったが、弁護団と原告団が一体となって、成功裏のうちに検証手続を行うことができた。何よりも、裁判所が現場に出て、被害の実情を肌で感じたことは極めて意義のあることと考えている。

今後も、福島原発被害弁護団では、九月三〇日
には双葉町、浪江町、南相馬市小高区、二月一
〇日には川俣町山木屋地区の検証を次々に実施し
ていく予定である。今後も弁護団、原告団力を合

わせて、被害回復、完全賠償を勝ち取るため努力
していきたい。

第16回

人権研究交流集会 日程と会場が決まりました

—二〇一七年二月五～二六日、大阪で開催—

大阪 大前 治

六月の全国総会でも議論された「第十六回 人権研究交流集会」について、日程と会場が決まりました。

況は次のとおりです。

第三回 二〇〇七年三月 名古屋

「平和に生きる、地球に生きる」

第四回 二〇一〇年九月 札幌市

「人間らしく働き、人間らしく生きるために」

第五回 二〇一四年三月 石巻市

「震災復興——三・一一から三年 私たちは何をすべきか」

第十六回 人権研究交流集会

*日 程 二〇一七年二月五日(土)～二六(日)

*会 場 大阪府教育会館「たかつガーデン」

・地下鉄「谷町九丁目」から徒歩七分、近鉄「上本町」から徒歩三分。

第十六回目が開催される来年は、憲法

を守るべき重大な節目になります。全体
会や分科会の内容は未定ですが、緊迫し
た情勢に相応しい内容であり、かつ、楽
しく魅力的な集会にするべく、京都・兵
庫県・大阪支部の会員が準備会を結成し

て検討を重ねています。

＊分科会の企画を募集します！

九月の常任委員会(山口・徳山)以降、分科会
の企画を募集する予定です。皆様関わっておら
れる弁護団や人権課題・社会問題について、全国
の参加者とともに学び掘り下げる貴重な機会で
す。企画応募用紙は後日配付いたします。皆様の
応募をお待ちしています。

また、全体会については現地実行委員会が中心
に準備していく予定ですが、ご意見やご提案があ
ればお寄せ下さい。今後、実行委員会体制なども
正式に決まり次第ご報告します。どうぞよろしく
お願いいたします。



第15回人権研究交流集会(石巻)
おなじみの裁判必勝法分科会の様子

第六回アジア太平洋法律家会議(COLAP-6)の報告

大阪 中峯 将文

第1 はじめに

安原さんから一足先にご報告がありました(No.五四五)、私も、ネパールにて六月一七日から三日間にわたって行われた第六回アジア太平洋法律家会議(COLAP-6)に参加してきましたので、ご報告します。

COLAP-6の全体的な流れについては、安原さんの原稿に詳しい記載があるので、私は、自身が参加した第二分科会について報告をします。

第2 第二分科会「人権」の報告

第二分科会では、「人権」を大きなテーマとして、①人権としての平和への権利―共通する国際基準の推進、②人権擁護者を守る法律家、裁判官、及び、平和活動家の保護、③国内および国際レベルでの犯罪被害者の権利の確保、④移民の権

利の保護、及びアジア太平洋地域における人身売買への取組み、⑤アジア太平洋地域における先住民の権利の保護、⑥政治参加及び政策決定における女性の平等の確保、⑦子どもと高齢者の権利の擁護をサブテーマとして議論が行われました。

最初に、Neri Colmenares 氏(フィリピン)による基調報告が行われ、平和への権利と人権とは共生関係にあると力説されると共に、コラップの役割の重要性をとて説得的に主張されました。

その後、一四名の発言者から、前記サブテーマに沿った発言がありました。

とりわけ、オーストラリアのマッコーリー大学の名誉教授が「今日、人権活動を行う法律家への心身への脅威が世界的に増加している状況となっており、法律家を保護するため国際的なネットワークを築かなければならない。」と主張していた点は、その後のフィリピンの弁護士による同様の発

言とともに衝撃的でした。

日本からは、長谷川弥生弁護士、NGOライトハウス所属のヒル恵さん、及び、私が発言しました。

長谷川弁護士は、JALISA(日本国際法律家協会)とNUPIL(フィリピン・人民のための法律家全国連合)とが協同して行ったインターンシップ制度について報告をされました。このプログラムは、COLAP-5において移民を送り出す国と受け入れる国の法律家が連帯して何が出来るとかという議論が行われ、その結果動き出したもので、会議での議論を踏まえて継続的な協働が行われているという点でとても有意義なものであったと思います。

また、ヒルさんは、人身取引被害の救済を専門に扱うNPO法人のメンバーであって、相談活動などの現場に身を置く立場から、日本での人身売買の増加及びそのスキームについて説明がありま

した。堂々とした語りで、会場からは大きな拍手が出ていました。

私は、日本で働く外国人労働者、とりわけ技能実習生の実態について、報告しました。長谷川弁護士からの報告にもあったように、外国人労働者の問題は、送り出し側と受け入れ側とで協同しなければならぬという問題意識から、送り出し国の弁護士が多数参加するCOLAP-6で報告することには意義があると思います、この問題を選択しました。

第3 他国の参加者との交流

私は英語を全然話せませんが（英語力があれば

もっと充実した会議となったと、英語力強化の必要性を痛切に感じております）、参加した以上、他国の弁護士と交流すると決めていたので、会議終了後、通訳人をつかまえて、第二分科会基調報告者のNeri氏に私の問題意識をぶつけました。フィリピンはアジアの中でも特に多くの労働者を送り出しているので、議論をするにはまさにうってつけの方でした。通訳人は法律用語に詳しくないので自分の考えを伝えることは難解を極めました、諦めずに繰り返し説明することで、何とか問題意識を共有することが出来ました（と信じています）。しかし、Neri氏は、第二分科会に参加していたのですが、「どうして、第二分科会で発

言しなかったんだ」と言われてしまいました。なんと、私の報告は全然理解されていなかったことが判明したのです。COLAP-6ではなぜかは分かりませんが報告原稿が配布されなかったのもしかして誰も私の報告を理解できていなかったのかと思うと怖いことの上ありません。

さて、私も、国際人権の舞台に一歩足を踏み入れたわけですが、今後も許す限り国際会議等に足を運んで、他国の抱える人権問題や価値観に触れたいと思います（同時に英語力も磨かなければなりません）。

経済事情からみる法曹養成

兵庫県 國富さとみ

1 ロースクール進学まで

私はロースクールに入るまで、仕事をしながら旧司法試験（以下、旧試という）に挑戦し

続けていました。その頃は、すでにロースクールを出て新司法試験（以下、新試という）という流れが主流になりつつありましたが、シングルマザーで子どもを育てながら勉強を続け

ていた私は、安定した収入を失うことの不安から、なかなかロースクール進学を決断できずにいました。

しかし、年々低下する旧試合格率と論文試験の成績不振と、ある年にたまたま国立ロースクールに合格できたことから、ロースクールに進学することに決めたのです。

2 ロースクールで掛かった費用

国立のロースクールの場合、成績の良し悪しに関係なく、世帯収入が低ければ入学金も授業料も免除してもらうことができます。母

子世帯の世帯主である私が無職となったことから、二年間の授業料は全額免除してもらうことができました。

それでも、予備校のテキスト中心に勉強していた旧試とは異なり、ロースクールの授業では、何冊もの基本書や判例集を使わないと予習もままならず、さらには試験対策のために購入する問題集の値段もバカになりません。また、学割が使えるようになったと言っても、自宅から最寄りの駅まで車でないと行けない場所に住んでいたことから、通学に掛かる費用も想像以上でした。入学する前に貯めた数百万円のお金は書籍や交通費を含む生活費で、ロースクールを卒業する頃にはキレイさっぱりなくなっていました。

3 貸与制での修習時代

ロースクールの実情と 法曹養成

数年間の浪人時代は親からの援助と児童扶養手当などで乗り切り、晴れて合格することが出来たのですが、その後は貸与制度下の修習が待っていました。私は実家から通える修習地に配属されたので、家賃負担が増えなかったのは幸いでしたが、相変わらず車がないと最寄り駅に出られませんの

で、ガソリン代や駐車場代が掛かります。さらに、司法試験に合格した年に息子が中学に進学したので、塾やら部活やらでお金がかかるようになっていました。

そんなことから、私は貸与金を基本額の二万円ではなく、扶養家族がいる者として、月二万五〇〇〇円に増額して申請しました。おかげで大学時代に借りた奨学金ももうじき完済！という頃でしたが、修習が終わってみると新たに三三万五〇〇〇円の借金が増えておりました。

月二万五〇〇〇円が入ってくると言っても、これがすべて借金かと思うと使い切る気にはなれません。それは他の修習生も同じ気持ちのようでした。

修習生になったら飲み会をしたり、旅行に行ったり楽しいことばかり……と先人たちに聞いていましたが、今どきの修習生にはそんな余裕はありません。外食するとお金がかかるから……とお昼ご飯もコンビニのパンをかじって済ます修習生や、手帳にひと月に使えるお金を日割り計算して書き込んでいる修習生もあり、苦学生の集まりのようでした。

4 給費の必要性

書籍にお金を掛けられないという修習生も

多かったと思います。先輩弁護士の中には、いくらお金がないと言っても、書籍に掛けるお金をケチるなんて法律家としてありえないと言われる方もいます。しかし、生活を犠牲にしてまで高い本を買うことは出来ません。昔は弁護士になりさえすれば、ある程度の収入が約束されていました。多少生活が厳しくても事前投資をしておこうという気にもなつたでしょう。でも今では年収が三〇〇万円を切る若手も珍しくありません。

たった五年合格する年が早いか遅いかだけで、生活を保障されないまま修習義務を負わされて三〇〇万円の借金を負わされるのです。「なぜ自分たちばかりがこんな目に合わなければならぬのか」という思いは修習生の多くが胸に秘めていることでしょう。

修習生のバックグラウンドは様々です。私のように子どもを育てながら修習をしている人もいます。結婚して配偶者がいる人もいます。親から援助を受けられない人もいます。「多様な人材を法曹に」というコンセプトで始まった今の法曹養成制度ですから、こういった人たちが安心して修習できるよう経済的支援をするのは当然ではないでしょうか。

連続企画「国会答弁を斬る」①

明文改憲・解釈改憲を阻止するために

憲法委員会 山田 大輔

今年の七月に投票が行われた参议院議員選挙で、改憲勢力が二分の二を超えました。参议院議員選挙においては、安倍政権、自民党・公明党をはじめとする改憲勢力は、憲法改定は争点とならないと詭弁を弄し、憲法改定は選挙の争点とはなりませんでした。しかし、選挙が終わった直後から、はやくも安倍総理大臣をはじめとする改憲勢力は、改憲に意欲を見せています。日本国憲法が危機に瀕する今、青法協は、志を同じくする多くの市民、団体と協力し、憲法改定を阻止するべく、全力を尽くさなければなりません。本稿では、憲法改定を阻止するため、改憲をめぐる情勢について連載していきます。まず、改憲に向けた策動の第一歩ともいえるべき、昨年の戦争法(安保関連法)に関する国会議論を中心に、その後の情勢等をご報告いたします。

■徴兵制と憲法

・徴兵制と憲法一八条、憲法三条

現在、政府は、徴兵制について、「徴兵制は、本人の意思に反して、兵役といわれる役務の提供を強制されること等から、憲法第十三条、第十八条などの規定の趣旨から見て、憲法上許容される

ものではない」と解釈しています(二〇一五年衆議院 我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 一二号、菅義偉官房長官答弁(二〇一五年六月一九日))。これは、憲法学の通説でもあります。

また、内閣法制局長官である横畠裕介氏は政府特別補佐人としての立場から「単なる環境の変

化によって法的評価が変わるはずもないわけでございます。今後とも違憲であるという判断に変更はあり得ない」と答弁しています(同二二号)。

このように、戦争法をめぐる国会議論においても、政府から、将来も徴兵制は憲法違反であるという答弁がなされています。

しかし、自民党の主要な議員は、徴兵制が憲法違反であると考えていません。

たとえば、防衛大臣も務めた石破茂議員は、「日本の国において、徴兵制は憲法違反だと言ってはばからない人がいますが、そんな議論は世界中どこにもないだろうと私は思っています。徴兵制をとる、とらないは別として、徴兵制は憲法違反、なぜですかと聞くと、意に反した奴隷的苦役だからだと。国を守ることが意に反した奴隷的な苦役だというような国は、私は、国家の名に値をしないのだろうと思っています。(中略)徴兵制が憲法違反であるということには、私は、意に反した奴隷的な苦役だとは思いません。(以下略)」と発言しています(第一五四回国会 憲法調査会 基本的人権の保障に関する調査小委員会 第四号(二〇一六年五月三日))。

安倍首相自身も、著書の中で「たしかに自分のいのちは大切なものである。しかし、ときにはそれをなげうっても守るべき価値が存在するのだ」「(わたしたちは)国家のためにすすんで身を投じ

人たち(特攻隊員)にたいし、尊崇の念をあらわしてきたらどうか」と記し、国防のために生命を投げ出すことを褒め称えています(『美しい国へ』(二〇〇四年))。

また、自民党憲法改正草案では、憲法二八条について「いかなる奴隷的拘束も受けない」の文言が削除されるなど変更が加えられています。自民党は、『二八条の』規定の意味が変わるものではありません』『その意に反する苦役』という文言は、自民党の憲法改正草案でも、そのままの形で維持し

ています。文言が変わらない以上、現行憲法と意味が変わらないのは当然であり、徴兵制を採る考えはありません。』(同Q & A増補版 Q16)と説明しています。

この書きぶりに違和感を覚えませんか。「徴兵制は憲法に違反するので採りません」と明確に書くことを避け、徴兵制を「採る」「採らない」と、選択できるかのようにとらえるのは、解釈によっては、徴兵制が憲法に反しないということを暗に考えているものと思われれます。

安倍政権は、従来憲法違反と考えられていた集団的自衛権について憲法上認められると解釈変更するので、徴兵制は憲法二八条、同一三条に違反しないのだと解釈変更する可能性はあります。石破議員のような考え方を持つ人が自民党内には一定数いることからその危険は高いと言えるでしょう。

菅氏や横畠氏をはじめとする従来の政府答弁を、それに対する重要な歯止めとする必要があります。

はあまり知られていない。

書評

◎大塚茂樹 著

『原爆にも部落差別にも 負けなかった人びと』

東京 中川 重徳



「か」

つて部落(未解放部落・被差別部落)だった「一つの地域の戦後史を描きたい。」そう思い立った著者が、三年以上に渡って東京から広島に通い、六〇数人の人びとから直接取材をし、多数の資料にあたりながら書き上げたのが本書である。

舞台は広島市福島町(ふくしまちょう)。広島は、人類史上最初の核兵器による攻撃を受けた都市としてあまりにも有名である。しかし、太田川が人の手をさかさに広げたように形成したデルタの一隅に、かつて西日本最大の部落があったこと

町内には、経済的に成功した一部の富裕層の一方で、水道も便所も共同であるのがあたり前の住宅に暮らす多くの人びとがいた。日本のアジアへの軍事的進出の玄関口として軍部でもあった広島の中で、食肉と製靴(皮革)が福島町の中心産業となり、農村で生活できなくなった人びとが流入して人口は増大した。当時全国的にも問題となっていたトラホームが蔓延し、戦後になっても、子どもたちの不登校の率は広島市全体の四倍という状況があった。子どもが家事や仕事の担い手として期待され、学校に行っても何になるといふ大人の意識、学校に行っても貧しい身なりや弁当で引け目を感じ、いじめもある、という中で、子どもたち自身の足が遠のくのは当然だった。

新刊 旧刊

な差別を許さなかったが、その活動は、若者たちとゴミ箱を作って地域に設置する、各戸に表札を作って掲示するといった取り組みである。一見

著

者は、まず、二人の人物を紹介する。

著者は、福島町の人びとが直面した差別と原爆被害という苦難、その苦難に立ち向かった歩みを地域の歴史として描く。堅い文章の運動史・地域史を想像されるかもしれないが、そうではない。個人の活躍に偏した予定調和の英雄伝でもない。著者が描こうとするのは、人びとの軌跡であると同時に、地域全体の歴史である。長時間に及んだであろう取材に基づき、注意深く配置された人びとの歩みが生き生きと描かれる。そして、眼差しがあたたかい。それは、カバーと扉に採用された写真にも現れている。今も広島の市民の足として活躍する路面電車が大きなクスノキの下を走り、たぶん子どもたちであろう人びとが写っている。

社会的意識の希薄な活動に見えながら、実は、差別の中で自信が持てないでいる若者たちに、自分たちの地域を自分たちの力で改善してゆく姿勢を育む取り組みだった。

益田小峰は福島町の生まれではない。高知でプロテストの全寮制女子高校に学び、福島地域の隣保館に保母として働いたが、乳幼児死亡数の抜きんでいた福島町の現実にあれ、一九二六年に助産婦に転じる。キリスト者であるが、人びとは「仏様のような人だ」と敬愛した。原爆投下当日、被災者の救護活動の最中に、妊婦が産気づいたと聞いてかけつけ出産を助けたという。

著者によれば、この二人は、地域のために「地の塩」として献身した人物であり、この二人の「水先案内人」を起点に、戦後、福島町でさまざまな活動に取り組んだ人びとが語られる。

第二章で描かれる中西ハルエは、福島町で生まれ、自らへの差別や朝鮮半島出身者の友への差別を経験しながら成長するが、木原の励ましのもと、一九五〇年に「わかくさ子ども会」の発足に参加し、「子ども会と結婚した」と言いながら会を支えた。学校で差別されたり、弁当を見られたくない、家を知られたくないという気持ちから学校から遠ざかる子どもたちに安心して活躍できる場を提供した子ども会活動から、地域の問題に取り組むたくさんの若者が育っていったという。

そして、第三章「野戦病院のような診療所」では、この地域の人びとの運動の大きな成果の一つであり地域の要である、福島生協病院の成り立ちと歩みが、中本康男医師の歩みを中心に語られる。第四章は、地域の人びとの群像が多面的に紹介される。

部落差別の中で被爆をした人びとを描く第五章の内容は壮絶である。「部落差別よりも辛かったケロイド」も、「原爆さえ差別を焼き尽くすことは無かった」というどちらもが現実であり、以前、被爆者の会の方から聞いた「まったく同じ被爆体験など存在しない」という言葉が想起された。

第六章は、学校から飛び出して地域とつながっていた教師たちや地域文庫活動などを通して地域と関わった個性豊かな人びとの記録である。

予

定調和の本ではないと書いた。

部落と原爆という困難の前に人は常に前向きであるわけではないし、一度前向きになればそのままというわけでもない、困難の中「立ち上がる」「ことをできないままに人生を終わる人びともたくさんいる。地域の人びとの願いが結実して生まれ数々の困難を乗り越えてきた病院も、地域の人びとに献身する使命と経営上の観点の間で揺れ続ける宿命を負っている。それでも、本書は、主人公となって地域を変えてゆく人びとの存在と豊

かなイメージをわたしたちに与えてくれる。非正規雇用が倍増し、子どもの貧困が深刻化する一方、ヘイトスピーチや政治の右傾化という病理が進行するもとても、この本に描かれた人びとの姿が、私たちに行動する力を与えてくれる。

私

が著者の大塚茂樹さんを知ったのは、丁度一〇年前、「原爆症認定集団訴訟」をテーマにした、岩波ブックレット「被爆者はなぜ原爆症

認定を求めるのか」を刊行していただいた際の担当編集者としてである。メ切りを過ぎて何度も書き直す私たちを、やはり、あたたかく、誠実に、忍耐強く叱咤激励してくれた。年齢的に私とほぼ同年代で学生時代も重なり、編集作業の合間に、被爆者問題への深い想いを語って下さったことを思い出す。そして、大塚さんは、この本に専念するため、定年まで四年を残しながら退社して本書を完成させたという。こんなに素敵でよみこたえ

のある本を作ってくれた大塚さんに心から感謝とエールを送りたい。

『原爆にも部落差別にも負けなかった人びと』

著者：大塚茂樹

出版社：かもがわ出版

定価：二五〇〇円＋税

青年法律家協会弁学会合同部会◎声明

自民党による「学校教育における政治的中立性についての実態調査」に抗議し、調査結果の廃棄を求める声明

1 二〇一五年六月十七日、公職選挙法等の一部を改正する法律が制定され、選挙権が二〇歳以上から一八歳以上へ引き下げられた。それに伴い、今般、学校教育における政治教育のあり方が重要な問題として浮上している。

こうした中で、二〇一六年六月二五日、自民党は、同党のホームページ上に「学校教育における政治的中立性についての実態調査」（以下「実態調査」という）を掲載した。実態調査においては「教育の政治的中立はありえない」と主

張し中立性を逸脱した教育を行う先生方がいることも事実です。学校現場における主権者教育が重要な意味を持つ中、偏向した教育が行われることで、生徒の多面的多角的な視点を失わせってしまう恐れがあり、高校等で行われる模擬投

票等で意図的に政治色の強い偏向教育を行うことで、特定のイデオロギーに染まった結論が導き出されることをわが党は危惧しております」などとされ、「政治的中立を逸脱するような不適切な事例をいつ、どこで、だが、何を、どのように行ったかについて具体的に記入」するよう求めている。当初は、政治的中立性を逸脱するものとして、「子どもたちを戦場に送るな」との主張や、「安保関連法は廃止すべき」との主張も挙げられていたようであるが、後に削除された。

そして、同年七月二十八日に自民党は実態調査を突然終了し、このホームページを閉鎖した。自民党文部科学部会は、実態調査について「相当数集まり、傾向も出てきた」とし、今後参考資料として活用するとしている。

かかる実態調査は、政権党が他人からの密告による方法によって教育活動を監視することにはかならず、以下のとおり、生徒の政治教育を受ける権利を侵害するものであり憲法二三条及び二六条に反するとともに、学校教員の教育活動を萎縮させるものであり憲法一九条、一二条にも反する。

2 すべての国民は、自律的に自己の生き方を決め、民主政に対する批判力を養う権利を当然に

有する。とりわけ、子どもは人格及び能力を最大限に発達させ開花させるための学習権を保障されている（子どもの権利条約六条、二九条一項）。

学校教育において、政治的な教養を十分に身に着けることこそ民主主義の実現に不可欠であることから、教育基本法も一四条一項において「良識のある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない」とし、政治教育の尊重を定めているのである。

3 かかる子どもの学習権を保障するためには、子どもと身近に接する教員に思想良心の自由（憲法一九条）、教育活動の自由（憲法二条）を広く認める必要があるのであって、政治が教育に不当に介入することこそ防ぐ必要がある。特に、戦前・戦中に絶対主義的天皇制のもとで、全体主義的教育が行われ、子どもを含め国民の権利が抑圧された苦い経験を持つ日本ではこのことが極めて重要な意味を有する。

したがって、教育における「政治的中立性」については国家権力からの政治教育の自由こそが重要である。教員による教育内容については、特定の思想・信条を押し付けるような政治教育をすることについてのみ規制を及ぼせば足るのであって、現に教育基本法も「特定の政

党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他の政治的活動をしてはならない」と規定するにとどめている（一四条二項）。

4 今回の実態調査は、国家権力に極めて近い政権党が積極的に教員の政治的中立性の「逸脱」について報告を求めるものであるが、これは政権党による「調査」に名を借りた「密告」の奨励にほかならず、教員の教育活動に対する監視そのものである。監視を受けた教員は、自己の教育活動が政権党に曝されることをおそれ、政治的中立性に少しでも疑いをかけられるような教育内容を自制し、結果として政治教育そのものを自制することにつながりかねない。これは、政権党によって教員の政治教育が萎縮させられていることにほかならない。

教育における政治的中立性は、生徒が政治的教養を十分に身に着けるために要請されるものであるにもかかわらず、教員が政権党や国家権力に従属することで、その教員から教育を受ける生徒が政治に対する認識や批判力を十分に涵養できないことは、深刻な矛盾である。

5 報道によれば、「戦場に送るな、なんて当たり前」「もはや戦争反対が偏向教育になったのか」などの反対意見が、自民党に対して多数寄

修習生委員会からのお知らせ

委員会のFacebook・Twitterを活用して
企画の宣伝を！

修習生委員会では、修習生や法科大学院生等への宣伝に活用するため、Facebook・Twitterを開設しました。

「いいね!」や記事のシェア・フォロー等、会員のみなさまのご協力をお願いします。

Facebook <https://www.facebook.com/seihokyo/>
Twitter <https://twitter.com/seihokyo>

■ 今後の日程

【常任委員会】

*第2回 9月 2日(金)～ 3日(土) 徳 山

*第3回 12月 2日(金)～ 3日(土) 沖 縄

*第4回

2017年 3月 3日(金)～ 4日(土) 宇都宮

【第48回定時総会】

2017年 6月24日(土)～25日(日) 東 京

【第16回人権研究交流集会】

2017年11月25日(土)～26日(日) 大 阪

■ 各委員会の日程

スカイプでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【修習生委員会】

9月28日(水)10:00～ 青法協本部

せられたという。前述のとおり、自民党は当該ホームページを削除したが、これにより「密告」を奨励した政権党の姿勢が許されるわけではない。

憲法を擁護し、基本的人権、民主主義を尊重するために活動する私たち青年法律家協会弁護士学者合同部会は、自民党による実態調

査に抗議するとともに、「密告」により収集した調査情報の即時廃棄を強く求める。

二〇一六年七月二九日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
議長 原 和 良

編集後記

▼今年も、半年以上が経過した。私事ながら、六月にネパールで開催された、コラップ

"Conference of lawyers in Asia Pacific"(アジア太平洋法律家会議)に参加する機会を得た。世界の平和、経済、民主化等について、現状の報告と課題、そして未来への展望について議論した。▼国境を越えて法律家が集まることは、なかなかないように思う。世界の法律家が、いかにるしがらみにもとらわれることなく、社会を見つめ、議論し、課題を共有したり助言したりすることは大切なことだと実感した。▼二〇一六年も残り半分、微力ながら社会に貢献するとともに、わくわくするようなことに挑戦したいと思う。(磯部たな)